

## 参議院商工委員会議録 第五号

第四十回  
国九会

## 参議院商工委員会議録 第五号

昭和三十七年二月二十日(火曜日)

午後一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 武藤 常介君  
理事

委員

川上 為治君	上原 正吉君	○小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(永末英一君外二名発議)
剣木 亨弘君	岸田 寛三君	○百貨店法の一部を改正する法律案(永末英一君外二名発議)
中田 吉雄君	幸雄君	○國民生活研究所法案(内閣送付、予備審査)
大泉 吉武君	恵市君	○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
阿部 竹松君	竹松君	○派遣委員の報告
近藤 信一君	金光君	
椿 法晴君	繁士君	
吉田 田畠君	永末 英一君	○委員長(武藤常介君)これより商工委員会を開会いたします。
佐藤 栄作君	太郎君	本日は、本院議員発議にかかる下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。
藤山愛一郎君	光三君	本日は、下請代金支払い遅延等を防止することによって親事業者と下請事業者との取引を公正にして、下請事業者の利益を保護することを目的としております。しかし、親事業者に対して、下請事業者が、どうしても弱い立場に立つという事実は、中小企業の過当競争によって引き起こされるやむを得ない現象なのであります。したがって現行法の執行にあたりましては、法の運営につき、よろしきを得る点が必要であるとともに、法の不備な点は、一日も早く是正もしくは補足をしなければならないと存じます。
大川 敏夫君	今井 博君	本法について改正を提案する点は左の通りでございます。
菅 太郎君	芳裕君	第一に、現行法は第三条において契約内容を書面として交付すべき旨を明
佐藤 桂作君	芳裕君	めに記しておりますが、下請事業者の案を便宜一括して議題とし、審議者から提案理由の説明を聽取いたします。
通産省官画	佐藤 桂作君	○委員以外の議員(永末英一君)
通産大臣	佐藤 桂作君	たゞいま議題となりました下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(永末英一君)
政務大臣	佐藤 桂作君	案を提出するのであります。
政務官房	佐藤 桂作君	第二に、現行法第四条の親事業者が下請事業者の責任でないことが明白な場合にもかかわらず下請事業者の給付の提供に對して一定期日以後にもそれを受領しないこと及び給付に対する下請代金を支払わせないことを追加する
政務官房	佐藤 桂作君	ことが必要であります。
政務官房	佐藤 桂作君	第三に、現行法第四条の次に、新たな追加事項として、定められた支払期日までに親事業者が下請代金を支払わなかつた場合の遅延利息の支払い義務と、その利息の取りきめ。
政務官房	佐藤 桂作君	1. 定められた支払期日までに親事業者が下請代金を支払わなかつた場合は、都道府県知事があつせん調停または勧告し得ることになつておりますが、都道府県知事の行為は単独の判断によつてなされるのではなく、都道府県及び特別に必要ありと指定された都市において民主的な審議会を設置して、調整すべき事項について調査審議し、答申建議せしめる必要があります。
政務官房	佐藤 桂作君	4. 下請事業者は、親事業者からの発注の受け入れについて、継続性が保障されず全く不安定な立場に置かれているので、やむを得ない場合を除いては、親事業者は一定量の発注を継続して下請事業者に委託する。
政務官房	佐藤 桂作君	右の四件を明記して下請事業者を保護し育成する必要があります。
政務官房	佐藤 桂作君	第四に、以上の改正に伴つて、罰則について若干の追加が必要であります。

○委員長(武藤常介君) それでは、まづ、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案、小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案、百貨

する必要があります。無許可の開設に對しては嚴重に規制するものといたしります。

第二の改正点は、製造業者または卸売業者と小売業者との間の關係は、本法第十四条で単に製造業者等の小売商業兼業を届出にすればよいと規定しているのを各業間の業務分野を、商品と地域によつて調整し得るようにより改正する必要があります。これは製造業者、卸売業者の小売商業兼業はすべて届出制とし、新たな新增設を禁止し、かつ兼業している小売商經營が既存の専業の小売商業者を著しく圧迫する場合はこれに適切な措置をとり得るようになります。

第三の改正点は、商業調整審議会を、国、都道府県、指定する都市に設置する件であります。この審議会は本法施行に関する事項をすべて調査審議し得るものとして、委員は小売業者、製造業者、卸売業者、消費者、労働者、学識経験者によつて構成する必要があります。

次に、百貨店法の一部を改正する法律案についてでございます。昭和三十一年五月に、百貨店法が制定された趣旨は、本法第一条に明らかにあります。百貨店業の事業活動を調整することにより、中小商業の事業活動の機会を確保し、商業の正常な発達をはかり、もつて国民経済の健全な進展に資することにあります。ところが、現行法がざる法といわれておりますとおり、法実施の当初より、あるいは公然と、あるいはやみ

で、本法はじゅうりんされております。本法の目的とする趣旨を確保するためには、絶対に本法の改正が必要だ

と考えます。改正の第一点は、百貨店業の定義そのものを拡大しなければならない点であります。すなわち、物品販売業もしくは物品加工修理業のほか、飲食店及び喫茶店業をも含め、かつ規定の営業面積をこえる面積を他の物品販売業等に貸し付ける業をも百貨店といふ概念規定に入れないので、中小商業活動を確保できなくなつてゐるのが現状なのであります。

第二に、百貨店業が私鉄等の構内や駅建物を利用して経営を行なう現象が著しくなつておりますので、今後はこれを許可しない方針が必要であります。

第三は、最近は、百貨店業資本につながるスーパー・マーケットが著しく増加し、地域的に見て中小商業との間に紛争を起こしている例が少なくありません。そこで、百貨店業者もしくはこれと資本的、人的につながりのあるいわゆる同一系統資本がスーパー・マーケットその他の形で進出することを規制することが必要なのであります。

以上、三案について御説明を申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、御賛成あらんことを希望いたします。

○委員長(武藤常介君) 右、三案の質疑は、都合により後日に譲ります。

○委員長(武藤常介君) 次に、国民生活研究所法案を議題とし、提案理由の説明を聽取いたします。藤山経済企画庁長官。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 国民生活研究所法案の提案理由を御説明申し上げます。

戦後のわが国経済の成長は、目ざましいものがあり、国民生活もこれに伴いまして逐年向上し、最近では消費革命という言葉で表現されるような消費内容の質的な高度化が急速に進行しておりますのであります。しかし、消費生

する必要があります。

第五に、国、地方公共団体、日本専売公社、日本国有鉄道等の国及び公共団体が、百貨店業に對して、特定の便宜を付与するような、土地や施設の提供は、これも百貨店業の行き過ぎを招くおそれがあるので抑制する必要があ

ります。

第六に、以上のよう百貨店業に対する必要な規制を改正するので、これに応じて、現行法第十七条に規定して

いる通商産業大臣の百貨店業に對する報告の徵収を、報告の徵収及び検査にまで拡充する必要があります。

第七に、以上のよう規制事項を増加いたしましたので、これに応じて罰則を改正する必要があります。

以上のよう、改正案の趣旨は、いずれも最少限度必要な措置のみを含むものであります。

以上のように、改正案の趣旨は、い

ずれも最も重要な措置のみを含むものであります。

第七に、以上のよう規制事項を増加いたしましたので、これに応じて罰則を改正する必要があります。

以上のよう、改正案の趣旨は、い

ずれも最も重要な措置のみを含むものであります。

以上、三案について御説明を申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、御賛成あらんことを希望いたします。

ために、これに対応できない幾つかの問題を新たに生じつあることも否定せんことは、周知のことありますし、国民生活に各種の不均衡が見られるのであります。

一般的の消費生活におきましてもきわめて進んだ面と立ちおくれた面とが併存し、国民生活に各種の不均衡が見られるのであります。

これら国民生活に見られます各種の不均衡を是正するため、政府は、国民生活向上対策審議会を設置するなど、ます

が、その施策の適切を期するために、国民生活の実情と動向を正確に把握す

ることであります。

第三に、研究所の役員として、会長、所長、理事及び監事を置くこととし

てあります。なお、国民生活に関する問題は、きわめて広範多岐にわたりま

る問題であります。そこで、民間企業から出資する額の合計とし、政府は、研究所の設立に際し一億円を出資することをしております。

第二に、研究所の資本金は、政府と民間から出資する額の合計とし、政府は、研究所の設立に際し一億円を出資することをしております。

第三に、研究所の役員として、会長、所長、理事及び監事を置くこととし

てあります。なお、国民生活に関する問題は、きわめて広範多岐にわたりま

る問題であります。そこで、民間企業から出資する額の合計とし、政府は、研究所の設立に際し一億円を出資することをしております。

第三に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、研究所の目的であります

が、研究所は、国民生活に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうと

ともに、その成果を普及することによつて、国民生活の安定と向上に寄与する

ことを目的としております。

第二に、研究所の資本金は、政府と民間から出資する額の合計とし、政府は、研究所の設立に際し一億円を出資することをしております。

第三に、研究所の役員として、会長、所長、理事及び監事を置くこととし

てあります。なお、国民生活に関する問題は、きわめて広範多岐にわたりま

る問題であります。そこで、民間企業から出資する額の合計とし、政府は、研究所の設立に際し一億円を出資することをしております。

第三に、研究所の役員として、会長、所長、理事及び監事を置くこととし

てあります。なお、国民生活に関する問題は、きわめて広範多岐にわたりま



は、すでに出炭能率が四十トンをこえてしまつて、今後一その企業努力と国の適切な施策が行なわれますならば、当地においては、まだ石炭は競合燃料と対抗し、生き抜いていくことが可能であると認められます。

しかしながら、北海道の産炭地域は、道全体の産業構造の後進性からいわてしまして、石炭の大口需要産業が乏しく、道内炭のわずか四割足らずを道内で消費しているにすぎず、残りの六割以上は京浜市場等、流通経費のかさむ道外需要に依存している現状であります。したがって、北海道における産炭地振興の方向といたしましては、まず何よりも、道内石炭需要の拡大をはかるべきであり、このためには工場誘致を促進し、これに伴う電力需要の増加をまかなうための石炭火力発電所の建設を促進することが必要と思われます。

産炭地振興事業団法案について、三十七年度は北海道は事業団の対象からはずしておりますが、九州のようになに疲弊がひどくなつてからではおそいから、早めの対策として、事業団の地方機関を北海道にも設置し、企業資金の貸付等、産炭地振興事業を推進してほしいというのが現地の石炭関係者の一致した要望でありました。

次に、懇談会等を通じて見聞して参りました石炭政策に対する現地の要望は、大要次のようなものであります。

まず第一に、総合エネルギー対策の確立であります。石油自由化の繰り上げ実施と、最近の石油価格の低落傾向からして、石炭関係者は将来に非常な不安を感じているから、国会並びに政府は一日も早く総合エネルギー対策を

確立し、今後石炭をどうするのか、現地の石炭関係者に明確に示してほしいということになります。なお、石油業界につきましては、これは新聞で伝えられておりますが、通産省の原案程度の法的規制は必要であろうというのと、北海道産炭地域の人たちの意向があると見受けられました。

第二に、今回の産炭地振興事業団法案は、九州的色彩の強い法案で、北海道はあと回しにされているようですが、これがますます、石炭新政策でさらに出炭能率を上げることになると、道内の大手炭鉱でもかなりの離職者が発生しますので、消費のようになってからでは手おくれだから、事前に産炭地を疲弊させないための方策として、産炭地振興法を運用してほしいということです。

第三に、北海道炭は主要消費地までの海上運賃が九州に比べて割高でありますから、石炭専用船の計画を進め、三十八年度に十隻ぐらいにふやし、就航を一年くらい繰り上げて効率的に運用してほしいということ。さらに、陸上運賃軽減のため、国鉄、私鉄間の連絡運輸につきましても、運賃併算制を採用しているものにつきましては、これを通算制に改めること等、流通合理化対策についての意見がございました。

石炭運賃の軽減対策につきましては、昨年十二月八日に閣議決定が行なわれているにもかかわらずせず、このうちで「国鉄、私鉄間の連絡運輸にかかる国鉄運賃の延納措置」並びに「国鉄、私鉄の運賃の全面的な通算制の採用」、この二つの点につきましては、運輸省、国鉄両当局が難色を示しております。

確立し、今後石炭をどうするのか、現地の石炭関係者に明確に示してほしいということになります。なお、石油業界法案につきましては、これは新聞で伝えられておりますが、通産省の原案案程度の法的規制は必要であるうといふのが、北海道産炭地域の人たちの意向であると見受けられました。

第二に、今回の産炭地振興事業團法案は、九州的色彩の強い法案で、北海道はあと回しにされているようですが、いますが、石炭新政策でさらに出炭率を上げることになると、道内の大手炭鉱でもかなりの離職者が発生しますので、筑豊のようになってからでは手おくれだから、事前に産炭地を疲弊させないための方策として、産炭地振興法を運用してほしいということあります。

るよう聞いておりますが、そのため  
に実施に至つていよいよでございま  
す。この二点の運賃軽減措置の適用対  
象となつて恩恵を受ける石炭の九割ま  
でが北海道炭でありますだけに、道内  
の石炭業界におきましては、この闇議  
決定まで行なわれておりますが実施さ  
れていない点を非常に不満に思つてお  
りますので、この早急な実現方について  
特に強い要望がございました。

第四に、石炭業界から、北海道は鉱  
産税、固定資産税等の地方税がきわめ  
て高いので、炭鉱合理化のために粗  
税負担の軽減が必要であるとの意見が  
ございまして、これに対しまして産炭  
地の市長から、産炭地の自治体は、失  
業対策費あるいは生活保護費の増大で  
財政が逼迫しておりますので、今のまま  
では軽減が非常にむずかしいが、国が  
他の見返り財源を確保してくれるなら  
ば、減税に反対するものでないとの意  
向が表明されました。また、北海道の  
ような遠隔な僻地に石炭需要産業を誘  
致するためには、誘致企業への特段の  
税制上の優遇措置と低利資金の確保等  
の対策が強く要望されておりました。

その他、「九州には鉱害対策として  
うふうな補助があるが、北海道にはこうい  
う害にも対策を考えてほしい」とか、あ  
るいは「炭鉱では災害はなかなか避け  
られないから、災害積立金制度を税制  
上考えていただきたい」それから「八  
戸あたりに揚地発電を考えて、北海道  
の産炭地振興の一策として取り上げて  
いただきたい」それから「炭鉱の身体  
障害者専用の職業訓練所を設置してほ  
しい」とか、また「最近の金融逼迫は  
炭鉱の経営を困難にしているから、開

金融資本、近代化資金、中小企業金融公庫資金のワクを拡大して、返済期間をさらに延長してほしい」というような点につきまして、熱心な要望なり意見の開陳がございました。

また、夕張市では、産炭地への工場誘致の最大の特典である租税特別措置法第四十五条の地域指定から当市が漏れましたので——これは夕張市が指定基準より生活保護者の数が少ないという理由でございますが、夕張が産炭地振興政策の対象から落とされるようでは、産炭地振興法の本旨にもとる結果になるのではないか、地域指定基準につきましても再検討してほしいというような切実な陳情がございました。

なお最後に一点、私どもが現地調査にあたつて痛感いたした点をつけ加えさせていただきます。北海道の炭鉱では、農林省の営林局所管の国有地を借りまして地上施設を設けておる山がたくさんございます。この国有地の地代が最近大幅に上がりまして、現地の炭鉱当事者は、一方におきましては国から炭価三千二百円引き下げの合理化を要請されながら、反面におきましては国有地の地代は値上げされる、こういうことになりまして、合理化効果を相殺するような石炭政策といいますか、そういう壁にぶつかって非常に困っております。そういう問題がございます。

国鉄運賃、坑木、その他諸物価の上がる中で、石炭のみ値下げを要求され、炭価引き下げもはや限界まで来ているのだと悲鳴に近い炭鉱関係者の声もございます。一方で、国が炭鉱合理化の助成を行ないながら、他方でその効果を減殺するような政策の、何といいますか矛盾が起きております、こ

の点、石炭対策は国の総合政策として一貫したもののがなければならぬと私どもは痛感して参ったわけであります。その他、多くの問題について、いろいろ要望なり意見なりを聞いて参つたのであります。まことに現地の声につきましては、石炭関係二法案の審査の際に、質疑の形で詳細に取り上げまして質問をすることにいたしまして、こでは單に報告だけにいたしておきま  
す。

今回の炭鉱調査につきましては、雪の深い交通不便な冬の北海道で行なわれたにもかかわりませず、札幌通産局を初め、関係者の皆様の熱心な御協力を仰げて、無事に日程を終了し、十分に所期の目的を果たして帰ることができました。この席を借りまして、現地の関係者各位の御好意に対しまして、厚く御礼を申し上げまして、報告を終わります。

○委員長 武藤常介君) ありがとうございました。

次に、九州班の報告をお願いいたします。

○鈴木弘君 九州班について申します。

九州班は、吉田委員、田畠委員と私の三名で、期間は二月十一日から十六日までの六日間でした。

今回の派遣は、産炭地振興事業団法案や石炭合理化法の一部改正案を中心とする産炭地振興方策と、それに関連するため、まず、福岡において、通産局石炭危機突破対策を内容とする附帯決議の施行状況について、現地の実情と要望を見聞することでありまして、そして、先般、当委員会で行ないました





三 稟鉱権の放棄の場合にあつては、その租礦権の放棄について採掘権者の同意があること。  
四 前三号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める基準に適合するもの。

第三十五

**第三章** 第二節 第三章  
規定期により交付金の交付を受けることとなつた者（以下「廃止事業者」という。）に係る探査権又は粗鉱権の消滅の登録が行なわれたときは、すみやかに、当該廃止事業者について交付金を交付する旨及

び当該鉱区又は租鉱区に関する鉱害について賠償請求権を有する者は、六十日以上の一定期間内に事業団に対し権利の申出をすべき旨を公示しなければならない。

第三十五条の三 事業団は、民法第四百七十四条第一項のただし書き及び第二項の規定にかかるわらず、第三十五条の規定により交付することとなつた交付金の額（以下「交付金額」という。）に政令で定める割合を乗じて得た金額をこえない範囲内において、通商産業省令で定めるところにより、当該廃止事業者に代わつて次に掲げる債務の弁済を行なう。

廃止事業者が放棄した採掘権をする

二 廃止事業者が放棄した採掘権 又は租鉱権の鉱区又は租鉱区における石炭の探査及びこれに附属する選炭その他の業務に従事していた鉱山労働者に対し当該廃止事業者が負担する賃金の支払の債務であつて当該採掘権又は租鉱権を放棄した日までに弁済期の到来しているもの

前項の通商産業省令には、同項各号に掲げる債務の弁済が公平に行なわれることを確保するために必要な事項及び同項各号に掲げる債務の合計額が交付金額に同項の政令で定める割合を乗じて得た金額をこえる場合における同項第一号に掲げる債務が同項第二号に掲げる債務に優先する限度を定めておかなければならない。

事業団が第一項の規定により債務の弁済を行なったときは、その弁済を行なつた額について第三十五条の規定による交付金の交付をしたものとみなす。  
(交付金の支払の制限)

第三十五条の四 事業団は、当該廃止事業者に係る交付金額に前条第一項の政令で定める割合を乗じて得た金額に相当する交付金については、同項の規定により当該廃止事業者に係る同項各号に掲げる債務の全部の弁済を行なった場合において残余が生じ、又は生ずることが確実であると認められる限り、その残余に相当する金額を当該廃止事業者に支払うものと

する。

(交付金を受ける権利の保護) 第三十五条の五 廃止事業者が交付金額に第三十五条の三第一項の政令で定める割合を乗じて得た金額に相当する金額の交付金の支払を受ける権利は、譲り渡し、担保を供し、又は差し押えることができない。ただし、廃止事業者が前条の規定により交付金の支払を受けた権利については、この限りでない。

(鉱業権の設定の出願の不許可等)  
第三十五条の六 通商産業局長は、  
廃止事業者が放棄した採掘権又は  
租鉱権の鉱区又は租鉱区の区域に  
ついて鉱業権の設定若しくは鉱区  
の増加の出願又は租鉱権の設定若  
しくは租鉱区の増加の認可の申請  
があつたときは、当該区域につい  
ては、その出願を許可し、又はそ  
の申請の認可をしてはならない。

2 鐵道事業者が放棄した採掘権の  
鉄区の区域に重複する鉄区がある  
ときは、その重複する鉄区の採掘権  
権者は、その重複する区域について  
ては、当該採掘権の放棄前に権利を  
することができるものとされてい

3 採掘権者は、廃止事業者が放棄された鉱床以外の鉱床において石炭を掘採してはならない。

租鉱区又はその交付することとし

粗鉱区又はその交付することとした  
た交付金に係る採掘権若しくは粗  
鉱権の鉱区若しくは粗鉱区におけ  
る石炭の採掘及びこれに附属する  
選炭その他の業務にその売渡しの  
申込みの日又はその交付金の交付  
の申請の日前三月以上引き続き從  
事していた鉱山労働者であつて、  
その売渡しの申込みの日又はその  
交付金の交付の申請の日以後当該  
買収の日又は当該交付金の交付の  
決定の日後二月を経過した日まで

に解雇されたものに対し、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条の平均賃金の三十日分に相当する金額を支払わなければならぬ。

前項の規定による支払の義務は、二年を経過したときは、時効により消滅する。

第三十六条の三第一項中「又は」、「若しくは」に、「に對して行な

「設備」の下に「又は船舶」を加え、「又は石炭」を「若しくは石炭」に改め、「供され」の下に「又はこゝに改め、「供され」の下に「又はこれららの者の事業に利用され」を加え

第三十六条の八第五号中「設備」の下に「又は船舶」を加える。  
第三十六条の十三の見出しを「整備資金に係る保証契約の締結」に改め、同条中「第二十五条第一項第七号」を「第二十五条第一項第十号」に改める。

100

第三十六条の十七中「百分の五十」を「百分の八十五」に改める。第三十六条の二十の次に次の二条を加える。  
(整備資金の貸付け)  
第三十六条の二十一 第二十五条第一項第十一号に規定する資金の貸付けは、探査権者又は租鉱権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対し、その事業を整備するために必要な資金であ

つて第三十六条の十三各号に掲げるものについて行なうものとする。

運賃を含む)の廻納の取扱いを受けることにより日本国有鉄道に対して負担する債務(元本に限る)について、事業団が日本国有鉄道と保証契約を締結することにより行なうものとする。

2 第三十六条の十五から第三十六条の十八まで及び第三十六条の二十の規定は、第二十五条第一項第十二号に規定する債務の保証について準用する。この場合において、第三十六条の十五第一項中「第三十六条の十三」とあるのは、「第三十六条の二十二第一項」と、「又は租鉱権者」とあるのは、「若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者」と、第三十六条の十六中

「銀行」とあるのは「日本国有鉄道」と、同条第一項中「第三十六条の十三」とあるのは「第三十六条の二十二第一項」と、同条第二項中「六月」とあるのは「三月」と、第三十六条の十七中「第三十六条の十三」とあるのは「第三十六条の二十二第一項」と、「当該銀行」とあるのは「日本国有鉄道」と、「残額に、百分の八十を乗じて得た額」とあるのは「残額」と、第三十六条の十八中「銀行は、第三十六条の十三」とあるのは「日本国有鉄道は、第三十六条の二十二第一項」と、「貸付けについて、貸付金の回収」とあるのは「債権について、その取立て」と、第三十六条の二十九中「銀行」とあるのは「日本国有鉄道」と、「第三十六条の十三」とあるのは「第三十六条の二十二第一項」と「第三十六条の二十二第一項」と読み替えるものとする。

第四十一条第一項中「第三十一条第五号」を「第三十五条第六号」に改める。

第五十三条の二第三号中「第三十条の十三」の下に「第三十六条二十一」を加える。

第八十四条を次のように改める。

八十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第三十五条の六第二項又は第三項の規定に違反して、石炭を掘採した者

二 第五十四条の規定による通商産業大臣の許可を受けないで坑口の開設の工事をし、又は坑口を使用した者

附則第二条中「昭和四十三年三月三十日」を「昭和四十六年三月十一日」に改め、ただし書を削り、同条の次に次の二条を加える。

第二条の二 事業団の業務のうち次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定める日までに廃止するものとする。

一 石炭の運賃の延納に係る債務の保証 昭和三十九年三月三十日

二 採掘権又は鉱業施設の買収、採掘権又は粗鉱権に対する石炭鉱山整理促進交付金の交付、石炭鉱業の整備に必要な資金の借入れに係る債務の保証及び石炭鉱業の整備に必要な資金の貸付け 昭和四十年三月三十日

三 雇用促進事業団に対する交付金の交付及び近代化資金の貸付 昭和四十三年三月三十一日

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 石炭鉱業合理化事業団（以下「事業団」という。）が最初に作成する改正後の第二十五条第一項第十一号に規定する資金の貸付計画及び同項第十二号に規定する債務の保証の計画については、改正後の第二十七条第二項中「事業年度の毎四半期開始前に」とあるのは、「石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第号）」の施行後遅滞なく」とする。

に対し探掘権の売渡しの申込みをしている探掘権者がこの法律の施行後二月以内にその探掘権に係る改正後の第三十五条の交付金の交付の申請をしたときは、当該探掘権については、改定後の第三十五号中「交付金の交付の申請の日」とあるのは「探掘権の売渡しの申込みの日」と読み替えて、同号の規定を適用する。

4 前項に規定する場合において、当該探掘権者が同項の交付金の交付を受けることとなつたときは、当該探掘権の鉱区における石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の業務に従事していた鉱山労働者については、改定後の第三十五条の七第一項中「その売渡しの申込みの日又はその交付金の交付の申請の日」とあるのは「その売渡しの申込みの日」と読み替えて、同項の規定を適用する。

5 事業団がこの法律の施行前に第三十六条の十三の規定により締結した保証契約に基づいて当該債務者に代つて弁済すべき金額については、改定後の第三十六条の十七の規定にかかわらず、なお從前の例による。

6 事業団は、探掘権者若しくは粗鉱権者は石炭の販売業者が日本国有鉄道から昭和三十七年一月一日からこの法律の施行日の前日までに石炭の運賃（連絡運輸（直通運輸を含む）を行なう場合の運賃を含む。以下同じ。）の延納の取扱いを受けることにより日本国有鉄道に対して負担する債務（元本に限る。）についても、改定後の第

三十六条の二十二第一項の規定による保証を行なうことができる。  
7 事業団は、通商産業省令で定めることににより、採掘権者若しくは租地権者又は石炭の販売業者が日本国有鉄道から昭和三十七年二月一日からこの法律の施行の日後二月を経過する日までに石炭の運賃の延納の取扱いを受けることにより日本国有鉄道に対して負担する債務（元本に限り、かつ、事業団が保証したものと除く。）のうち弁済が行なわれなかつたものがあるときは、その弁済が行なわれなかつた金額に相当する金額を日本国有鉄道に対して支払うものとする。  
8 事業団は、前項の規定による支払の業務及びこれに附帯する業務に係る經理については、改正後の第二十六条の三第一項の規定にかかるらず、同項第四号に掲げる經理に係る特別の勘定において整理しなければならない。

一、産炭地市町村の振興に関する請願（第一〇一四号）  
等に関する請願（第一〇一五号）  
一、熊本県有明不知火地域の新産業  
都市指定に関する請願（第一一〇  
一號）

第九九五号 昭和三十七年一月三十  
日受理

中小企業基本法制定推進等に関する請  
願

請願者 岡山県津山市津山商工  
會議所内 土居源一

紹介議員 加藤 武徳君

貿易自由化の拡大と所得倍増計画の推  
進とは、国際収支の悪化と金融の著  
しいひつ迫を招来し、賃金及び物価  
は高騰し、求人は困難を極めるにいた  
つた。その影響を最も強く受けけるも  
のは、中小商工業者であり、そうでなく  
てさえ万年不況にあえぎつづけている  
中小商工業者の前途は、まことに不安  
に堪えぬものがあるから、（一）中小  
企業基本法及び商店街法の制定推進を  
図ること、（二）中國経貫高速道路建  
設による美作地区経済圏の変動に伴う  
地区内商工業の維持振興に関する根本  
対策の樹立とこれに対する調査予算を  
計上すること、（三）地区内幹線道路  
の整備促進を図ること、（四）中小零  
細企業に対する融資わくの拡大と融資  
条件の緩和を図ること、（五）中小零  
細企業に対する課税の不均衡是正を図  
ること、（六）国立工業専門学校の地  
区内設置を強力に推進すること、（七）  
中小零細企業の福祉厚生施設の助成強  
化を図ること等の諸施策を実施せられ  
たいとの請願。

第一〇〇九号 昭和三十七年一月三日受付

十日受付  
産炭地域振興に関する請願

請願者 福岡県直方市長 向野 丈夫外十一名

紹介議員 吉田 法晴君  
福岡県直轄中間地域は、多年にわたり石炭鉱業とともに発展してきたのであるが、石炭産業の急速な衰退による閉廃鉱の続出で、炭鉱離職者の滞留に苦しむ失業者のちまたと化し、極度にひつ迫した市町財政とあわせて、いまや当地域は最悪の情勢下におかれているから、産炭地振興臨時措置法の推進母体となる産炭地振興事業団の設立後においては、産炭地振興の最も重要な施策である工場団地の造成について当地域へ集中効率的に使用せられたい。また同法第七条に基づき工場団地に至近な幹線道路と合理的に結びつく団地進入道路の建設や用水道、職業補導センター等の設置についても積極的に実施せられるとともに、炭鉱離職者雇用促進のための産業住宅建設、農地肥料培養事業、産業幹線道路の整備事業等についても強力に実施促進を図られたとの請願。

第一〇一〇号 昭和三十七年一月三日受付  
産炭地振興措置に関する請願

請願者 佐賀県議会議長 山下 德夫外七名

紹介議員 吉田 法晴君  
産炭地振興については、国会、政府当局の配慮により産炭地域振興臨時措置法の制定等諸種の施策が講ぜられたことはまことに感謝にたえないところである。関係地方公共団体としては、第

迫した財政事情のもとに種々の施策を講じ、地域振興に鋭意努力しているのであるが、炭鉱合理化が更に強化されようとしている状況にあっては、社会

不安の增大と財政の切迫は必至の形勢にあるから、昭和三十七年度の予算編成にあたり、(一) 産炭地振興公団の設置、(二) 総合エネルギー対策審議会の設置、(三) 競合エネルギーの規制、(四) 立地条件の整備、(五) 産炭地に火力発電所の設置、(六) 離職者対策の拡充、(七) 産炭地域振興臨時措置法の運用、(八) 中小炭鉱に対する緊急融資の実効促進等の実現を期せられたいとの請願。

第一〇一二号 昭和三十七年一月三日受付  
産炭地振興対策の早期確立に関する請願

請願者 福岡県三池郡高田町 柿原種雄外一名

紹介議員 吉田 法晴君  
福岡県下の炭鉱所在町村においては、企業整備による炭鉱の閉廃山並びに企業整備による炭鉱税その他の關係諸税の著しい減収とこれに伴って生じたおびただしい炭鉱離職者を中心とする失業者の対策費及び公共施設をはじめ各般の対策費及び公共施設をはじめ各般の鉱害復旧費等重なる巨額の経費支出に破局一步手前の現状であるから、先の臨時国会で成立した産炭地振興臨時措置法のすみやかな肉付けをはじめ、炭鉱離職者問題の抜本的解決策並びに現に疲弊のどん底にあえいでいる産炭地域市町村に対する特別交付税の増額実施等一連の産炭地振興対策を強力に推進せられたいとの請願。

第一〇一一号 昭和三十七年一月三日受付  
産炭地振興対策に関する請願

請願者 福岡県田川市西区恵比須通り 坂田九十百外 九名

紹介議員 吉田 法晴君  
戦後経済復興基盤が一応安定すると、国の燃料政策は漸次転換、石炭は重油にその位置を奪われ、需要は激減の一途をたどり、産炭地は炭鉱離職者の多発、滞留、鉱害の続発更には関連中小商工業者の倒産、疲弊等のため、地域住民の福祉は極度に阻害され、深刻な社会不安を醸成し憂慮すべき現状であるから、(一) 産炭地振興対策の確立、(二) 産炭地市町村の財政対策の確立、(三) 炭鉱離職者対策の強化、(四) 石炭産業の長期安定対策の確立、(五) 鉱害の復旧促進及び予防制度の強化等根本的な振興施策を積極的かつ重点的に産炭地へ講ぜられたいとの請願。

第一〇一四号 昭和三十七年一月三日受付  
産炭地振興対策の早期確立に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡二瀬町 室井甲

紹介議員 吉田 法晴君  
産炭地市町村の振興に関する請願  
請願者 福岡県嘉穂郡二瀬町 室井甲  
石炭産業の空前の危機により、産炭地域は、離職者の多発、鉱害の累積、事故のひん発、さらには関係住民の福祉の阻害等のため重大な社会不安を醸成し、まことに憂慮すべき現状である。また一方、産炭地市町村は鉱産税、市町村民税、固定資産税等税収が激減する反面、失業対策費、生活保護費、鉱害復旧事業費等の特別財政需要が急激に増高し、収支にわたって財政が圧迫され、ために行政財政の運営が著しく阻害され、民主政治の基礎である地方自治は、まさに破局寸前の事態に直面しているから、これが対策として、(一) 産炭地振興事業団を設置し、これに必要な予算措置をすみやかに講ずること、(二) 産炭地市町村に、次の特例措置を講じ、財源を充実強化することと、(三) 産炭地の閉廃山、分離縮少及び関連企業の不振に伴う市町村税の減収を補てんする措置をすみやかに講ずること、(四) 生活保護費の国庫負担を、施行費を含め、高率負担とすること、(五) 国家投融資を基調とする総合的地域振興施策の具体的確立が必要であると考へるが、炭鉱離職者対策費、産炭地域振興諸対策費等は当面予算措置を必要とするものであるから、昭和三十七年度予算においてぜひともこれを考慮せらるべきとの請願。

第一〇一五号 昭和三十七年一月三日受付  
鉱害復旧事業団の融資機能強化等に関する請願

請願者 福岡市本庄町三ノ一九天日光一

紹介議員 吉田 法晴君  
産炭地域振興対策予算に関する請願  
請願者 福岡県知事 鶴崎多一  
産炭地域の窮状を開拓するためには、産炭地域の窮状を開拓するためには、鉱害処理の方策として、(一) 鉱害復旧事業団の融資対象項目を拡大するとともに、長期的財源の確保について特に考慮し、その機能の強化をはかること、(二) 現行法では、家屋等の復旧の補助対象は、現在位置で復旧するものに限り認められているが、現在位置での復旧ができない特別の場合は、(三) ボンブ施設による農地復旧方式の推進をはかること、(四) 炭鉱が維持管理にあたつては、鉱害上下水道、かんがい排水施設について炭鉱の終山の際に円滑に引継ぎができるよう、これを維持管理する機関と維持管理基金について考慮すること等の四項目に關し特段の配慮をせられたいとの請願。

業紹介及び特別職業訓練の強化、受入化すること、(四) 石炭を柱とする総合エネルギー対策を樹立するとともに、新規需要の開拓、流通機構の改善、重油消費税及び石油関税の引上げ等により輸入エネルギーの規制を図ること、(五) 鉱害復旧事業を改善促進の予防を図るとともに、炭鉱閉山後の住宅、上水道施設、電灯施設等の処理解決を図るために所要の措置を講ずること等を実現せられたいとの請願。

第一二〇一号 昭和三十七年二月一日受理

熊本県有明不知火地域の新産業都市指定に関する請願

請願者 熊本県知事 寺本広作

紹介議員 森中 守義君

先進地域における産業、人口の過度集中、地域格差の増大に鑑み、地方における新しい産業都市の開発を促進するための立法措置が進められているが、熊本県有明不知火地域は、荒尾、玉名、熊本、宇土、八代の五市を中心とした周辺十箇町村（熊本市から約三十キロ圏内）を含み、しかも、今回長州地区に有明海底の膨大な砂鉄資源を原料とする有明製鉄（株）の進出が決定し、また、從来推進中の八代地区的工業地帯開発計画も着々進んでおり、今後の飛躍的発展も期待され、中核的産業都市として適しているから、同地域を新産業都市と指定せられたいとの請願。

二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

## 一、国民生活研究所法案

国民生活研究所法

目次

第一章 総則（第一条～第十条）

第二章 役員等（第十一条～第二十条）

第三章 業務（二十二条～第二十一条）

第四章 財務及び会計（第二十四条）

第五章 監督（第三十四条～第三十五条）

十五條)

## 第六章 雜則（第三十六条～第三十八条）

## 第七章 則則（第三十九条～第四十一条）

## 附則 第一章 総則

## 十一條)

## （目的）

第一条 国民生活研究所は、国民生活に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、及びその成果を普及し、もつて国民生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

## （法人格）

第二条 国民生活研究所（以下「研究所」という。）は、法人とする。

## （事務所）

第三条 研究所の事務所は、東京都に置く。

## （資本金）

第四条 研究所の資本金は、一億円と研究所の設立に際し政府以外の者が出資する額の合計額とする。

## （定款）

第五条 研究所は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

## （役員）

第六条 研究所の所在地

## （資本金、出資及び資産に関する事項）

## （役員、参与及び会議に関する事項）

## （会計に関する事項）

## （公告に関する事項）

## （業務及びその執行に関する事項）

## （登記）

## （役員の任命）

## （持分の払戻し等の禁止）

## （第五条 研究所は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。）

## （前項の規定により登記しなけれ

ばならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

（持分の譲渡等）

第六条 政府以外の出資者（第三十

六条第二項並びに第三十七条第一項及び第二項を除き、以下「出資者」という。）は、その持分を譲渡することができる。

2 出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、研究所その他の第三者に対抗することができる。

（民法の準用）

第十条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、研究所に準用する。

2 出資者の所長は、研究所を代表し、その業務を總理する。

（役員）

第十一條 研究所に、役員として、会長一人、所長一人、理事二人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第十二條 会長は、研究所を代表し、その業務を總理する。

2 所長は、研究所を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して研究所の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

（役員の解任）

第十六條 経済企画庁長官又は会長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 経済企画庁長官又は会長は、それらの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

1 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

2 職務上の義務違反があるとき。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、経済企画庁長官の認可を受けなければ

ばならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

（名称の使用制限）

第九条 研究所でない者は、国民生活研究所という名称を用いてはならない。

2 役員は、再任されることができる。

（役員の任期）

期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十五条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

1 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

2 政府又は地方公共団体の職員（教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。）

（役員の解任）

第十六條 経済企画庁長官又は会長は、

2 経済企画庁長官又は会長は、

3 会長は、前項の規定により理事

4 監事は、研究所の業務を監査す

を受けて、会長が任命する。

（役員の任期）

期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十四条 会長、所長及び理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

（役員の解任）

第十五条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

1 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

2 政府又は地方公共団体の職員（教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。）

（役員の解任）

第十六條 経済企画庁長官又は会長は、

2 経済企画庁長官又は会長は、

3 会長は、前項の規定により理事

4 監事は、研究所の業務を監査す

(役員の兼職禁止)

第十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済企画庁長官の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十八条 研究所と会長又は所長との利益が相反する事項について、会長及び所長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

(参与会)

第十九条 研究所に、参与会を置く。

2 参与会は、会長の諮問に応じ、研究所の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 参与会は、前項の事項に関し、会長に意見を述べることができ

る。

4 参与会は、参与二十人以内で組織する。

5 参与は、研究所の業務に関する知識経験を有する者のうちから、経済企画庁長官の認可を受けて、会

長が任命する。

6 参与の任期は、二年とする。

7 参与は、再任されることができる。

(職員の任命)

第二十条 研究所の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の地位)

第二十一条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(第三章 業務)

(業務)

第二十二条 研究所は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 国民生活の実情及び動向に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうこと。

二 国民生活に関する情報及び資料を収集すること。

三 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

四 前各号に掲げるもののほか、第一條の目的を達成するために必要な業務

2 研究所は、前項の規定により財務諸表を経済企画庁長官に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

5 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

6 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

7 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

8 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

9 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

10 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

11 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

12 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

13 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

14 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

15 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

16 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

17 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

18 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

19 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

20 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

21 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後二月以内に経済企画庁長官に提出して、その承認を受けなければならぬ。

2 研究所は、前項の規定により財務諸表を経済企画庁長官に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

5 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

6 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

7 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

8 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

9 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

10 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

11 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

12 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

13 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

14 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

15 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

16 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

17 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

18 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

19 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

20 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

21 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

度、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、その償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、経済企画庁長官の認可を受けて、これを借り換えなければならない。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

5 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

6 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

7 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

8 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

9 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

10 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

11 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

12 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

13 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

14 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

15 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

16 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

17 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

18 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

19 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

20 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

21 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

(監督)

第三十四条 研究所は、経済企画庁長官が監督する。

2 経済企画庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に對して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

5 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

6 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

7 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

8 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

9 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

10 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

11 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

12 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

13 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

14 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

15 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

16 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

17 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

18 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

19 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

20 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

21 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

22 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

23 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

24 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

25 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

26 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

(監督)

第三十五条 経済企画庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に對して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

2 研究所に對して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

5 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

6 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

7 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

8 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

9 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

10 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

11 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

12 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

13 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

14 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

15 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

16 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

17 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

18 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

19 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

20 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

21 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

22 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

23 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

24 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

25 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

26 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

(監督)

第三十六条 研究所は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

3 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び払込みの年月日

三 出資額

4 出資者は、出資者原簿の閲覧を請求することができる。

5 出資の引受け及び払込みの年月日

6 出資額

7 氏名又は名称及び住所

8 出資の引受け及び払込みの年月日

9 出資額

10 氏名又は名称及び住所

11 出資の引受け及び払込みの年月日

12 出資額

13 氏名又は名称及び住所

14 出資の引受け及び払込みの年月日

15 出資額

16 氏名又は名称及び住所

17 出資の引受け及び払込みの年月日

18 出資額

19 氏名又は名称及び住所

20 出資の引受け及び払込みの年月日

21 出資額

22 氏名又は名称及び住所

23 出資の引受け及び払込みの年月日

24 出資額

なお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するものほか、研究所の解散については、別に法律で定める。

## (太蔵大臣との協議)

第三十八条 内閣総理大臣は、第三十一条又は第三十三条の総理府令を定めようとするときは、あらかじめ太蔵大臣に協議しなければならない。

2 総理府令は、次の場合にあらかじめ太蔵大臣に協議しなければならない。

3 第三十九条 第七条第二項若しくは第三十条又は第三十一条の規定による認可をしようとするとき。

4 第四十二条第一項又は第三十一条若しくは第三十五条、第三十九条第二項若しくは第三十一条の規定による承認をしようとするとき。

5 第三十九条第一号の規定による指定をしようとするとき。

二 第二十六条第一項又は第三十一条の規定による承認をしようとするとき。

三 第三十一条第一号の規定による指定をしようとするとき。

(罰則) 第七章 罰則

第三十九条 第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

昭和三十七年二月二十三日印刷

昭和三十七年二月二十四日発行

研究所の役員又は職員は、三万円以下過料に処する。

この法律により経済企画庁長官の認可を受けなければならぬ場合において、その認めなければならない。

官の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認め可又は承認を受けなかつたとき。

二 第八条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十二条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたと認めたとき。

四 第三十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十四条第二項の規定による経済企画庁長官の命令に違反したとき。

六 第四十一条、第九条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

七 第二十六条第一項又は第三十一条の規定による認可をしようとするとき。

八 第三十九条第一号の規定による指定をしようとするとき。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(研究所の設立)

第二条 経済企画庁長官は、研究所の会長、所長又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された会長、所長又は監事となるべき者は、前項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならぬ。

第六条 附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前項第二項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第七条 研究所は、設立の登記をすることによって成立する。

(社団法人国民生活研究所からの引継ぎ)

第八条 昭和三十四年九月四日に設立を許可された社団法人国民生活研究所(以下この条において「社団法人国民生活研究所」という。)は、定款で定めるところにより、設

立委員に対して、研究所においてその一切の権利及び義務を承継すればならない。この場合において、

経済企画庁長官が認可を受けなければならぬ。この場合において、

官の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認め可又は承認を受けなかつたとき。

二 設立委員は、前項の規定による申出があったときは、遅滞なく、

経済企画庁長官の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、社団法人国民生活研究所の一切の権利及び義務は、研究所の成立の時において研究所に承継されるものとし、社団法人国民生活研究所は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 前項の規定により社団法人国民生活研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第五条 第一項第十号中「日本観光協会」の下に「国民生活研究所」を、  
「理化学研究所法」の下に「国民生活研究所法」を加える。

第六条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第七条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第八条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第九条 この法律の施行の際現に国民生活研究所という名称を使用している者は、この法律施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第九条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者は、適用しない。

第十条 研究所の最初の事業年度は、第二十四条の規定にかかる限り、その成立の日に始まり、昭和三十八年三月三十一日に終わるものとする。

第十一條 研究所の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画に

ついては、第二十五条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とす

る。

(登録税法の一部改正)

第十二条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「理化学研究所」の下に「国民生活研究所」を、「理化研究所法」を加える。

第十三条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第十八条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第十九条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第二十条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第二十一条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第二十二条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第二十三条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第二十四条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第二十五条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第二十六条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第二十七条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第二十八条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第二十九条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第三十条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第三十一条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第三十二条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第三十三条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第三十四条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第三十五条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第三十六条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第三十七条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第三十八条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第三十九条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第四十条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第四十一条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第四十二条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第四十三条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第四十四条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第四十五条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第四十六条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第四十七条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第四十八条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第四十九条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第五十条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第五十一条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第五十二条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第五十三条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第五十四条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第五十五条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第五十六条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第五十七条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第五十八条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第五十九条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第六十条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第六十一条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第六十二条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第六十三条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第六十四条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第六十五条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第六十六条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第六十七条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第六十八条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第六十九条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第七十条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第七十一条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第七十二条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第七十三条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第七十四条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第七十五条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第七十六条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第七十七条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第七十八条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第七十九条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第八十条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第八十一条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第八十二条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第八十三条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第八十四条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第八十五条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第八十六条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第八十七条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第八十八条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第八十九条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第九十条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第九十一条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第九十二条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第九十三条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第九十四条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第九十五条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第九十六条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第九十七条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第九十八条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第九十九条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百一条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百二条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百三条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百四条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百五条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百六条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百七条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百八条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百九条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百十条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百十一条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百十二条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百十三条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百十四条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百十五条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百十六条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百十七条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百十八条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百十九条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百二十条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百二十一条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百二十二条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百二十三条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百二十四条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百二十五条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百二十六条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百二十七条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百二十八条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百二十九条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百三十条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百三十一条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百三十二条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百三十三条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百三十四条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百三十五条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百三十六条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百三十七条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百三十八条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百三十九条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百四十条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百四十一条 第一項第六号中「日本觀光協会」の下に「国民生活研究所」を加える。

第一百